

本市取組方針と北区取組方向性との比較

市の取組方針	主な内容	WSでの意見
4-1 空き家化の予防		
(1) 市民意識の醸成・啓発	市民への情報発信や、地域を単位としたきめ細かな対応	A-1, B-1 C-1, C-3
(2) 住宅ストックの良質化の推進	耐震化支援制度を活用した既存住宅の質の向上や、密集市街地・細街路対策との連携	B-3
(3) 良好な住環境の保全・形成の推進	地域が主体となって取り組むまちづくりの推進や、当該取組と空き家対策の連携を検討	A-2, B-2
4-2 活用・流通の促進		
(1) 活用・流通のための環境整備	所有者への働きかけや、コーディネーター制度を活用したコンサルティング体制の整備	A-1, A-4 B-1, B-5 C-1, C-3
(2) 地域等による空き家活用の支援	空き家を地域資源として、地域コミュニティ等の公共的な利用をする場合の運営等の支援を検討	
(3) 地域連携型空き家流通促進事業の拡充	事業実施地区を拡大し、地区の取組を支援	A-1, B-1, C-1
4-3 管理不全対策		
(2) 管理不全対策のあり方	所有者に対する適正管理の意識醸成や庁内関係部署による体制整備、関係団体、地域組織等との連携	A-1, B-1 C-1, C-3
4-4 跡地利用の誘導		
(1) 密集市街地・細街路対策との連携	流通に乗り難い再建築不可敷地を減少させるため、密集市街地・細街路対策の推進	
(2) 地域等による跡地活用への支援	空き家の跡地を、地域コミュニティの場として活用できる場合の支援を検討	
(3) 狭小敷地の改善促進	空き家の立つ隣接地を買い増す場合の支援を検討	

※ 市の取組方針の番号は、参考資料「総合的な空き家対策の取組方針」の項目番号

※ WS（ワークショップ）の「A-1～」は資料(2-1)「テーブル毎の意見集約」の項目番号